

指 定 通 所 介 護 施 設 『 デイサービスセンターアミカル 』

重要事項説明書

《当施設は介護保険の指定を受けています》
(倉敷市指定 第3370201018)

当事業所は御利用者に対して通所介護サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通りご説明致します。

◆ ◇ 目 次 ◇ ◆

1. 事 業 者
2. 事 業 所 の 概 要
3. 事 業 施 設 地 域 及 び 営 業 時 間
4. 職 員 配 置 状 況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦 情 の 受 付

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人アミカル |
| (2) 法人所在地 | 倉敷市玉島1275-1 |
| (3) 電話番号 | 086-526-8827 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 西山 剛史 |
| (5) 創立年月日 | 昭和55年7月7日 |

2. 事業所の概要

- (1) 指定通所介護事業所・平成12年4月1日指定 倉敷市 第3370201018号
- (2) 事業所の目的

通所介護サービスは、要介護に認定された方を対象に、専用車で送迎し、機能訓練及び入浴サービス、給食サービス等を提供することにより御利用者の自立的生活を助け、孤独感の解消と心身機能の維持向上を図ると共に、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的としています。

- | | |
|---------------|----------------|
| (3) 事業所の名称 | デイサービスセンターアミカル |
| (4) 事業所の所在地 | 倉敷市玉島1275-1 |
| (5) 電話番号 | 086-526-8827 |
| (6) 事業管理者 | 吉岡 裕一 |
| (7) 当事業所の運営方針 | |

『礼儀正しく清潔に、言葉遣いは丁寧に、忘れまい明るい笑顔と優しい心』を基本理念に日々の接遇に取り組んでいきます。又、御利用者の必要なニーズに合わせた処遇を提供し、残存機能の活性化を図り、御利用者一人一人が安心して生活できるような事業所作りを目指しています。

- | | |
|-----------|----------|
| (8) 開設年月日 | 平成元年3月1日 |
| (9) 利用定員 | 30人 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|------------|---------|
| (1) 事業実施地域 | 倉敷市・浅口市 |
|------------|---------|

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (12月31日～1月3日を除く)
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:30～16:45

4. 職員の配置状況

当施設では、御利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

運営規定と同じく以上表記可

職 種	常 勤	非 常 勤
1. 事業所長（管理者）	1 名	—
2. 介護職員		名
3. 生活相談員		名
4. 看護職員		名
5. 機能訓練指導員	看護職員	名が兼務

《主な職種の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	★原則として介護職員 名以上が勤務し、皆さんのお世話をさせていただきます。
2. 看護職員	★原則として1名の看護師が勤務し、身体面のチェック及び相談、個別の機能訓練を提供致します。
3. 機能訓練指導員	★原則として1名の機能訓練指導員が勤務し、看護職員と協力し機能訓練計画を作成し、他職種と協同で個別に機能訓練を施行します。
4. 生活相談員	★原則として1名の生活相談員が勤務し、本人及び家人等の相談に対し対応させていただきます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、御契約者に対して以下のサービスを提供します。

※当事業所が提供するサービスについて、『利用料金が介護保険から給付される場合』

『利用料金の全額を御契約者に負担頂く場合』があります。

（1）介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（7～9割）が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》（運営規程第9条参照）

①日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助をさせていただきます。

- (1)排泄の介助
- (2)移動の介助
- (3)その他必要な身体の介助
- (4)養護（休養）

②健康状態の確認

③機能訓練のサービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練並びに利用者の心身の活性化を図る為の各種のサービスを提供します。

- (1)機能訓練
- (2)レクリエーション
- (3)趣味活動
- (4)行事的活動
- (5)グループワーク
- (6)施設外通所介護

④口腔ケアサービス

- (1)口腔内清掃

⑤送迎サービス

要介護の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎します。又、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行うとともに、玄関先及び居室迄の安全な送迎を実施します。

⑥入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して必要な入浴介助を提供します。

- (1)入浴形態
 - I 一般浴槽による入浴
 - II 特殊浴槽による入浴
- (2)介助の種類（必要に応じて介助させていただきます）
 - I 衣類着脱
 - II 身体の清拭、洗髪、洗身
 - III その他、必要な介助

⑦食事サービス

- (1)準備、後始末の介助
- (2)食事摂取の介助
- (3)その他、必要な食事の介助

⑧時間延長サービス

利用者及び家族の都合により、お世話をさせていただきます。

⑨相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における相談及び助言を行います。

- (1)日常生活動作に関する訓練の相談又は助言
- (2)福祉用具の利用法の相談又は助言
- (3)その他の必要な相談又は助言

《サービス利用料金》（契約書第6条参照）

サービスの利用料金のご契約者の要介護度・負担割合（1～3割）に応じて異なります。

（下記サービスの利用料金は、7時間以上8時間未満の利用、負担割合「1割」の方の自己負担額を表記しております。）

内 容 詳 細				単位：円	加 算 単位円
要介護度	単位	サービス提供体制加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰイ		入浴介助加算Ⅰ
要介護1	658	22	所定単位数 × 0.111		40
要介護2	777				
要介護3	900				
要介護4	1023				
要介護5	1148				

○低所得者における減額制度もあります。（社会福祉法人等利用者負担減額証）

生活保護・原爆症認定等も対応しています。

○御契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定を受け自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

又、介護予防サービス計画及び居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、御契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。

○御契約者に提供する食費にかかる費用は別途頂きます。（下記（2）①参照）

○介護保険からの給付金額に変更があった場合、変更された額に合わせて御契約者の負担額を変更します。

○事業所の従業員が送迎をしない場合は減算の対象になります。片道につき－47単位です。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、6条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額が御契約者の負担となります。

《サービス概要と利用料金》

①食 費

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに御契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・御契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。

(食事時間) 12:00～13:00

御契約者に提供する食費にかかる費用です。 1食につき 540円(おやつ代含む)(保険対象外)

②レクリエーション・クラブ活動

御契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費を頂きます。

③複写物の交付

御契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を御負担頂きます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、御契約者の日常生活に要する費用で御契約者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担頂きます。

実 費

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

○支払方法は、ご利用者の要介護度に応じた利用実績を基に、月末締めにて集計をして、翌月初めに請求書を発行いたしますので、該当金額を現金にて当事業所へ直接お支払下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、御契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来なかった場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について(契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や御相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 (担当者) 《事業管理者》 吉岡 裕一

○苦情受付窓口 (担当者) 《生活相談員》 小川 由美子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8:30～17:30

(2) 第3者委員

有識者 谷野 繁太郎

(住所) 倉敷市玉島阿賀崎 4-7-10

(TEL) 086 - 522 - 2709

有識者 友国 琢生

(住所) 倉敷市玉島柏島 920-93

(TEL) 086 - 525 - 3740

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行なうための処理体制・手順

○苦情受付

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受付ます。又、第3者委員に申し出ることもできます。

○苦情受付の報告、確認

受付者は苦情を解決責任者、第3者委員に報告します。但し、苦情申出人が第3者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除きます。

第3者委員は内容を確認し、苦情申出人に対し報告を受けたことを通知します。

○苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、申出人は、第3者委員の助言や立会いを求めることができます。

(4) 行政機関とその他苦情受付機関(祝日及び12/29～1/3を除く)

倉敷市役所 介護保険課 月曜日～金曜日 8:30～17:15	住所：倉敷市西中新田640 電話：086-426-3343
浅口市役所 高齢者支援課 月曜日～金曜日 8:30～17:15	住所：浅口市鴨方町鴨方2244-26 電話：0865-44-7113
岡山県国民健康保険団体連合会 月曜日～金曜日 8:30～17:15	住所：岡山市北区桑田町17番5号 電話：086-223-8811

(5) 事故発生時の対応について

- ①事故が発生した場合には、岡山県及び倉敷市、浅口市、利用者の家族又利用者に係る居宅介護支援事業所等に対して連絡等の必要な措置を講じます。
- ②賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行います。
- ③事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(6) 緊急時の対応について

利用者に病状の急変が生じた場合には、プライムホスピタル玉島（協力病院）に搬送させていただきます。

その後、速やかに利用者の家族又は主治医への連絡を行い必要な措置を講じます。

(7) 非常災害対策について

- ①非常災害に対する必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練等を行います。
- ②防火管理者を選任し具体的計画に基づく消防業務を行います。

(8) サービス利用に当たっての留意事項

利用者は、通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとします。

- ①他の利用者が適切な通所介護の提供を受ける為の権利・機会を侵害しないで下さい。
- ②事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用して下さい
- ③その他、事業所の規則等を遵守して下さい。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人アミカル

デイサービスセンターアミカル

説明者職名 _____

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印 代筆者 _____ 印 続柄 ()

ご家族代表者住所 _____

ご家族代表者氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込み者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

（附則）

平成12年 4月 1日から有効とします。

平成16年 6月 1日：一部改定

平成17年 2月 1日：一部改定

平成17年10月 1日：一部改定

平成18年 4月 1日：一部改定

平成19年 1月20日：一部改定

平成21年 2月 1日：一部改定

平成24年 4月 1日：一部改定

平成25年 4月 1日：一部改定

平成27年 4月 1日：一部改定

平成29年 4月 1日：一部改定

平成29年 7月 1日：一部改定

平成29年11月 1日：一部改定

平成30年 4月 1日：一部改定

平成30年 4月 9日：一部改定

平成31年 4月 1日：一部改定

令和 元年10月 1日：一部改定

令和3年 4月 1日：一部改定

令和3年10月 1日：一部改定

令和4年10月 1日：一部改定

令和6年 1月 1日：一部改定

令和6年 4月 1日：一部改定

令和6年 6月 1日：一部改定

令和8年 6月 1日：一部改定

指 定 通 所 介 護 施 設 『 デイサービスセンターアミカル 』

重要事項説明書

《当施設は介護予防通所介護の指定を受けています》
(倉敷市指定 第3370201018)

当事業所は御利用者に対して総合事業通所介護サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通りご説明致します。

◆ ◇ 目 次 ◇ ◆

1. 事 業 者
2. 事 業 所 の 概 要
3. 事 業 施 設 地 域 及 び 営 業 時 間
4. 職 員 配 置 状 況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦 情 の 受 付

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人アミカル |
| (2) 法人所在地 | 倉敷市玉島1275-1 |
| (3) 電話番号 | 086-526-8827 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 西山 剛史 |
| (5) 創立年月日 | 昭和55年7月7日 |

2. 事業所の概要

- (1) 総合事業通所介護事業所・平成12年4月1日指定 倉敷市 第3370201018号
- (2) 事業所の目的

総合事業通所介護サービスは、要支援の方を対象に、専用車で送迎し、機能訓練及び入浴サービス、給食サービス等を提供することにより、御利用者の自立的生活を助け、孤独感の解消と心身機能の維持向上を図ると共に、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的としています。

- | | |
|---------------|----------------|
| (3) 事業所の名称 | デイサービスセンターアミカル |
| (4) 事業所の所在地 | 倉敷市玉島1275-1 |
| (5) 電話番号 | 086-526-8827 |
| (6) 事業管理者 | 吉岡 裕一 |
| (7) 当事業所の運営方針 | |

『礼儀正しく清潔に、言葉遣いは丁寧に、忘れまい明るい笑顔と優しい心』を基本理念に日々の接遇に取り組んで行きます。又、御利用者の必要なニーズに合わせた処遇を提供し、残存機能の活性化を図り、御利用者一人一人が安心して生活できるような事業所作りを目指しています。

- | | |
|-----------|----------|
| (8) 開設年月日 | 平成元年3月1日 |
| (9) 利用定員 | 30人 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|------------|-----|
| (1) 事業実施地域 | 倉敷市 |
|------------|-----|

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (12月31日～1月3日を除く)
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:30～16:45

4. 職員の配置状況

当施設では、御利用者に対して総合事業通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	非 常 勤
1. 事業所長（管理者）	1 名	—
2. 介護職員		名
3. 生活相談員		名
4. 看護職員		名
5. 機能訓練指導員	看護職員	名が兼務

《主な職種の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	★原則として介護職員 名以上が勤務し、皆さんのお世話をさせていただきます。
2. 看護職員	★原則として1名の看護師が勤務し、身体面のチェック及び相談、個別の機能訓練を提供致します。
3. 機能訓練指導員	★原則として1名の機能訓練指導員が勤務し、看護職員と協力し機能訓練計画を作成し、他職種と協同で個別に機能訓練を施行します。
4. 生活相談員	★原則として1名の生活相談員が勤務し、本人及び家人等の相談に対し対応させていただきます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、御契約者に対して以下のサービスを提供します。

※当事業所が提供するサービスについて、『利用料金が倉敷市から給付される場合』

『利用料金の全額を御契約者に負担頂く場合』があります。

（1）倉敷市の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（7割～9割）が倉敷市から給付されます。

《サービスの概要》（運営規程第9条参照）

①日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助をさせていただきます。

- (1)排泄の介助
- (2)移動の介助
- (3)その他必要な身体の介助
- (4)養護（休養）

②健康状態の確認

③機能訓練のサービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練並びに利用者の心身の活性化を図る為の各種のサービスを提供します。

- (1)機能訓練
- (2)レクリエーション
- (3)趣味活動
- (4)行事的活動
- (5)グループワーク
- (6)施設外通所介護

④口腔ケアサービス

口腔内清掃

⑤送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎します。又、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行うとともに、玄関先及び居室迄の安全な送迎を実施します。

⑥入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して必要な入浴介助を提供します。

- (1)入浴形態
 - I 一般浴槽による入浴
 - II 特殊浴槽による入浴
- (2)介助の種類（必要に応じて介助させていただきます）
 - I 衣類着脱
 - II 身体の清拭、洗髪、洗身
 - III その他、必要な介助

⑦食事サービス

- (1)準備、後始末の介助
- (2)食事摂取の介助
- (3)その他、必要な食事の介助

⑧時間延長サービス

利用者及び家族の都合により、お世話させていただきます。

⑨相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における相談及び助言を行います。

(1)日常生活動作に関する訓練の相談又は助言

(2)福祉用具の利用法の相談又は助言

(3)その他の必要な相談又は助言

《サービス利用料金》（契約書第6条参照）

サービスの利用料金のご契約者の要介護度・負担割合（1～3割）に応じて異なります。

（下記サービスの利用料金は、負担割合「1割」の方の自己負担額を表記しております。）

内 容 詳 細				単位：円
介護度	単位	サービス 提供体制 加算 I	処遇改善加算 I イ	
要支援 1	1, 798	88	所定単位数 × 0.111	
要支援 2	3, 621	176		

○低所得者における減額制度もあります。（社会福祉法人等利用者負担減額証）

生活保護・原爆症認定等も対応しています。

○御契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定を受け自己負担額を除く金額が倉敷市から払い戻されます。

又、包括及び居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、御契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。

○御契約者に提供する食費にかかる費用は別途頂きます。（下記（2）①参照）

○倉敷市からの給付金額に変更があった場合、変更された額に合わせて御契約者の負担額を変更します。

○事業所の従業員が送迎しない場合は減算の対象になります。片道につきー47単位です。

（2）総合事業の給付対象とならないサービス（契約書第5条、6条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額が御契約者の負担となります。

《サービス概要と利用料金》

①食 費

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに御契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・御契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。

（食事時間） 12：00～13：00

御契約者に提供する食費にかかる費用です。

1食につき 540円（おやつ代含む）（保険対象外）

②レクリエーション・クラブ活動

御契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費を頂きます。

③複写物の交付

御契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を御負担頂きます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、御契約者の日常生活に要する費用で御契約者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担頂きます。

実 費

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

○支払方法は、ご利用者の要支援度に応じた利用実績を基に、月末締めにて集計をして、翌月初めに請求書を発行いたしますので、該当金額を現金にて当事業所へ直接お支払下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、御契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来なかった場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や御相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者（担当者） 《事業管理者》 吉岡 裕一

○苦情受付窓口（担当者） 《生活相談員》 小川 由美子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：30～17：30

(2) 第3者委員

有識者 谷野 繁太郎

(住所) 倉敷市玉島阿賀崎 4-7-10

(TEL) 086 - 522 - 2709

有識者 友国 琢生

(住所) 倉敷市玉島柏島 920-93

(TEL) 086-525-3740

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行なうための処理体制・手順

○苦情受付

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受付ます。又、第3者委員に申し出ることもできます。

○苦情受付の報告、確認

受付者は苦情を解決責任者、第3者委員に報告します。但し、苦情申出人が第3者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除きます。

第3者委員は内容を確認し、苦情申出人に対し報告を受けたことを通知します。

○苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、申出人は、第3者委員の助言や立会いを求めることができます。

(4) 行政機関とその他苦情受付機関(祝日及び12/29～1/3を除く)

倉敷市役所 介護保険課 月曜日～金曜日 8:30～17:30	住所：倉敷市西中新田640 電話：086-426-3343
岡山県社会福祉協議会 月曜日～金曜日 8:30～17:30	住所：岡山市北区南方2丁目13-1 電話：086-226-2822
国民健康保険団体連合会 月曜日～金曜日 8:30～17:00	住所：岡山市北区桑田町11番6号 電話：086-223-8811

(5) 事故発生時の対応について

- ①事故が発生した場合には、岡山県及び倉敷市、利用者の家族又利用者に係る居宅介護支援事業所等に対して連絡等の必要な措置を講じます。
- ②賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行います。
- ③事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(6) 緊急時の対応について

利用者に病状の急変が生じた場合には、プライムホスピタル玉島（協力病院）に搬送させて頂きます。

その後、速やかに利用者の家族又は主治医への連絡を行い必要な措置を講じます。

(7) 非常災害対策について

- ①非常災害に対する必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練等を行います。
- ②防火管理者を選任し具体的計画に基づく消防業務を行います。

(8) サービス利用に当たっての留意事項

利用者は、総合事業通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとします。

- ①他の利用者が適切な通所介護の提供を受ける為の権利・機会を侵害しないで下さい。
- ②事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用して下さい
- ③その他、事業所の規則等を遵守して下さい。

令和 年 月 日

総合事業通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人アミカル

デイサービスセンターアミカル

説明者職名 _____

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、総合事業通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印 代理人 _____ 印 続柄 ()

ご家族代表者住所 _____

ご家族代表者氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込み又はその家族への重要事項説明書のために作成したものです。

（附則）

平成29年 4月 1日 から有効とします。

平成29年 7月 1日 : 一部改定

平成29年11月 1日 : 一部改定

平成30年 4月 1日 : 一部改定

平成30年 4月 9日 : 一部改定

平成31年 4月 1日 : 一部改定

令和元年 10月 1日 : 一部改定

令和3年 4月 1日 : 一部改定

令和3年 10月 1日 : 一部改定

令和3年 10月 1日 : 一部改定

令和4年 10月 1日 : 一部改定

令和6年 4月 1日 : 一部改定

令和6年 6月 1日 : 一部改定

令和8年 6月 1日 : 一部改定

